

## 新型コロナウイルス感染症防止対策における登校基準

[期間：5月7日～6月30日とする。]

但し、感染拡大が続いている場合は、延長もあり得る。

### 1 幼児児童生徒の健康管理の徹底

#### (1) 家庭での健康観察

- ①「健康観察シート」は毎日、朝（登校前）・夕の体温や症状の記録をお願いします。
- ②登校前に体温を測って下さい。
- ③アレルギー症状等で目、鼻、呼吸器系の疾患があり、判断をしかねる場合は、登校させる前に担任か養護教諭に連絡をし相談をお願いします。

#### (2) スクールバス利用の児童生徒へ

- ①「健康観察シート」を持っていない方、または家庭で体温を測っていない方は、バスに乗車できませんのでご注意ください。保護者で学校に送迎をお願いします。

### 2 早退・欠席、出席停止の考え方

#### (1) 欠席基準

新型コロナウイルス感染の可能性が疑いのある以下の①～③の症状がどれか1つでもある場合は、自宅療養とする。但し、息苦しさや強いだるさ、高熱などの「強い症状がある」場合、糖尿病や心不全などの持病がある人、（喘息など呼吸の基礎疾患などがある場合）は、最寄りの保健所等に設置される（帰国者・接触者相談センター）へ相談する等、厚生労働省の方針に従って下さい。

#### ①体温が37.0℃以上ある場合

②風邪症状（咳、鼻水、だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚障害など）

#### ③食欲がない。元気がない等。

#### (2) 欠席の取り扱い

出席停止の扱いとします。

出席停止の間、毎日の検温と症状を「新型コロナウイルス感染症対策による出席停止に関する経過報告書」に記入してもらい、登校再開の際に担任、または保健室に提出して下さい。

※ホームページより「**新型コロナウイルス感染症対策による出席停止に関する経過報告書**」（以下「経過報告書」）をダウンロードして記録する。

#### (3) 早退基準

上記欠席基準と同様、①か②にあてはまる幼児児童生徒は、学校からの連絡を受けた場合は、速やかに家庭からのお迎えをお願いします。

#### (4) 登校基準

★幼児児童生徒または同居家族の感染が判明または濃厚接触者と認められた場合

⇒自宅療養（欠席） 出席停止扱い

- ・ 自宅療養期間は、「経過報告書」を記録する。

★疑わしき事案を含め、登校すべきでないと判断された場合

⇒出席停止扱い〔事案日より、目安として14日間〕

- ・ 自宅療養期間は、「経過報告書」を記録する。

★幼児児童生徒本人が海外・県外へ渡航した場合

⇒帰沖した翌日から14日間は自宅待機し、出席停止扱いとする。

- ・ 自宅療養期間は、「経過報告書」を記録する。

★家族が出張等で海外・県外から帰沖した場合

⇒登校可能。但し、家族全員が検温や健康観察を徹底すること。

- ・ その期間、「健康観察シート」を記録する。

★感染が心配で登校を控えたい場合

⇒基礎疾患などがあり重症化のリスクが高い幼児児童生徒に関しては要相談。

- ・ その期間、「健康観察シート」を記録する。

◎スクールバス利用児童生徒へ：

出席停止期間明け当日の登下校は、保護者で送迎をお願いします。

※ その他、ご不明な点がございましたら学校までお問い合わせ下さい。

※本人・同居家族に感染が判明した場合は速やかに学校までお知らせ下さい

## ～出席停止期間の早見表～

### ●1 発熱等の風邪の症状が見られる場合

#### (1) 本人に発熱等の風邪の症状がある場合

開始日：症状が出た日

終了日：3日以内に快癒すれば、快癒した日を0日と数え、4日後から  
登校可能

※症状が続けば、帰国者・接触者相談センター（保健所）へ要相談

#### (2) 発熱や風邪症状が続き、帰国者・接触者相談センター（保健所）へ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日を0日と数え  
4日後から登校可能

#### (3) 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間  
⇒感染が判明すれば

「●3本人の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合」へ

### ●2 幼児児童生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

開始日：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間  
⇒感染が判明・本人が濃厚接触者と認定されると、

「●3本人の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合」へ

### ●3 本人の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

#### (1) 感染の場合

開始日：感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき

#### (2) 濃厚接触の場合

開始日：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）

終了日：症状が出なければ、保健所に指示された期間（目安2週間）

⇒期間中に感染が判明すれば、「(1) 感染の場合」の期間へ